

広 報 費

支払日	内 容	金 額 (円)	領収書No.
H31年 2月18日	会派広報紙制作・配布 (52,270部)	927,866	①
	計	927,866 円	

合 計	927,866 円
-----	-----------

領収書
No.

①



領 収 書

No. 010446

周南市議会 六合会 様

お客様コード番号

--	--	--	--	--	--

¥ 927,866

(消費税込)

内 訳	現金	
	小切手	
	銀行振込	
	手形	
	相殺	

平成31年 2月 18日

日頃にご愛読いただきありがとうございます。

購読料・広告掲載料・制作費 月分 として

但し 折込み代 (52,270部)

上記の金額正に領収致しました。



地域に密着した報道

(株)新周南新聞社

〒745-0802 周南市栗原二葉屋制作1035-18
TEL.0834-26-0303 FAX.0834-26-0155
nikkans@ccsnet.ne.jp

担当者印

お客様の個人情報は新周南新聞社が責任をもって管理します。



《六合会綱領》

- ① 我々は、地方再生が叫ばれる時代に、地域の代弁者としてだけでなく、市民と共に積極的に参画型行政に関わり、周南市の未来を創造していく。
- ② 我々は、「是々非々」を理念としながらも、車の両輪に例えられる議会と行政は、周南市のため市民のため、ベクトルを同じくし、より良い提言を続ける政策集団を目指していく。
- ③ 我々は、いつまでも輝きを失うことなく、それぞれの個性を尊重し、市民からも市職員からも慕われる、爽やかな議員活動に徹し、議員の範となるよう精進していく。
- ④ 我々は、「六合会」結成の初心を忘れることなく、志高く研鑽を積み、仲間を大切に、何事も相談できる環境の構築に努め、信頼の輪を広げていく。

福田 健吾 (代表) 青木 義雄 (副代表) 佐々木照彦
長嶺 敏昭 福田 文治 藤井 康弘

※「六合」とは、天地と東西南北の六極、すなわち全宇宙の意味であり、たまたま6名でのスタートとなりましたが、決して完結的な会派でなく、志に共感する者に門戸は大きく開かれています。



平成30年10月31日、新年度予算に係る予算要望書を会派「六合会」として木村市長に提出いたしました。

【予算要望書】

1. JR 櫛ヶ浜駅のトイレ水洗化
2. 市道磯線の安全対策
3. 周南緑地整備事業の推進と陸上競技場の改修
4. 栗屋荒神の豪雨対策
5. 崩落の危険性の高い太華山の災害対策
6. スピード感を持った対応のための総合支所所管事業費の計上
7. 鹿野地区幼保一元化推進調査費計上
8. あぐりハウスの機能強化と技術者支援事業費の計上
9. 徳山鹿野間路線バスにおけるワンコイン実証運行事業費の計上
10. 福祉員の待遇改善
11. 老人クラブの運営事務費の支給
12. せせらぎパークへのキャンプサイト・ケビン建設
13. しゅうなんメールの総合支所管理の地域版メールサービスの構築
14. 公園、街路樹の樹木剪定予算の拡充
15. 遠石一の井手線の交通安全対策及び雨水対策
16. 市道青山東山線、桜ヶ迫馬屋線の交通安全対策
17. 新規漁業就業者の確保とパッケージ支援制度の確立
18. 大津島巡航刈尾待合所の改修
19. 市道本浦馬島線の早期復旧
20. 河川の浚渫工事の予算増額と河川に繁茂している草木の除却
21. 豪雨災害による私道の土砂崩れの自治会による復旧に対する支援制度の創設
22. 本庁から離れた地区の避難場所の施設改善と必要物資の配備等の計画的な推進
23. 須々万中学校体育館の照明施設の改善整備
24. 烏帽子岳ウッドパーク遊歩道やトイレ等の計画的改修と利用促進のための広報
25. 福川駅前及び駅前トイレ整備と福川駅ホームのかさあげ及び陸橋の計画的な修繕
26. 保土ヶ谷化学工業出口の交差点（産業道路）の交通状況の改善
27. 市道上迫線と国道2号線の交差点の信号機の機能変更
28. 福川南地区の雨水排水事業の早期実現
29. 夜市地区ショッピングセンター跡地利用の取組
30. 子育て支援策における医療費助成の拡充と新たな経済的支援策の創設



福田けんごの想い

はじめに・・・

最初に、六合会の代表として、市民の皆様へ一言ごあいさつをさせていただきます。昨年は、『平成30年7月豪雨』で熊毛地区において、市民の尊い生命が失われたこと、また我が市において多くの市民の方々が被災されたことにお見舞い申し上げます。我々六合会も災害発生後に熊毛地区の方々に同行いただき現地視察をさせていただきました。一日も早い復旧、復興に我々六合会も努力してまいります。

また、官製談合防止法違反等の容疑により市職員が逮捕された件につきましては、市民の皆様への信頼を揺るがすことになったことを非常に遺憾に思っております。これまでの入札制度を精査し、電子入札の導入等も含めた再発防止策を早急に検討していく必要があると思っております。

—子育て施策の充実と多様性について—

(保育所における休日保育について)

周南市において休日保育は2園で実施されており、平成29年度にはそれぞれ延べ126人、314人の利用がありました。ニーズ調査において毎週利用、月に1、2回の利用という方が13%弱という状況です。

(私の想い・・・)

現代社会において、就業形態が様々であり、三次産業(サービス業など)への従事者が増加している中で土日出勤の方々が以前より増加してきています。週休二日、土日が休みという役所や大手企業と同じスタイルで検討するのではなく幅広い受け皿を作ることが今後の子育て施策には必要だと考えています。

ニーズ調査においては理解できるが、入所申し込み時に休日保育の必要性や利用可能性を確認する項目がないので現実必要となった場合には通園している保育所と異なる保育所に通わざるをえません。こういった状況をなくすために入所申込用紙に休日保育の必要性を聞く項目を作ることに対応できるのではと提案しました。その後、担当部署において即対応され項目が追加されました。

(モノへの投資よりヒトへの投資・・・私の想い・・・)

我が市だけの問題ではありませんが、今後の持続可能性を確実にするためには次世代にどういった投資をするのかということが非常に重要になります。経済もインフラをはじめとする施設も重要でしょうが、最も大事なものは人であろうかと思えます。次世代のためには子どもたちの教育や体験に対して多くの投資をし、

一人一人のマンパワーを大きくすることではないかと想います。たとえば市独自に現在の35人学級をさらに少人数化し、きめ細やかな対応を可能にするなどです。

未来の責任を果たすために今後もしっかり取り組んでいきます。

—三月定例市議会では—

三月の定例会では会派質問が行われます。

六合会として二度目の会派質問ですが各議員の想いがこもった質問になると思います。「チームワークと個の尊重」が発揮されることと思います。

今年は市長選挙前の予算提案ですので、市長選挙の公約や今後の施策が盛り込まれているのか、いないのかも議論にはなることと思います。会派としても、個人としてもしっかりと質疑、提案をしていきます。



「チームワークと個の尊重」

青木義雄のまちづくりビジョン



NHK大河ドラマ誘致へ ～主人公は児玉源太郎～

これまで周南市議会一般質問において幾度となく「児玉源太郎を主人公にしたNHK大河ドラマ」誘致を提案してきました。歴史観をまちづくりに、というのは私のまちづくりの信条のひとつで、このことも幾度となく本会議場で発言してきました。

平成31年は新たな元号が始まります。それは単なる改元ではなくて、平成という時代を振り返り、検証しつつ新たに迎える時代を、どのように描き構築していくのかをしっかりと考える節目でもあります。

NHKの大河ドラマは1年間に及ぶ国民的番組です。必然的にその時代を映し出す鏡であり、未来をメッセージする大きな役割があると思います。ふるさと創生が提唱された時には、地方で活躍した戦国武将が多く取り上げられました。近年は女性活躍の社会背景から、女性が主人公となることが多いようです。

さて、平成とはどのような時代であったのか？さまざまありますが、特に顕著だったのはICTのすさまじい進歩と普及です。ポケットベルから携帯電話へ、そしてあらゆる機能が満載されたスマートホンの普及は、生活の利便性向上だけでなく生活そのものを劇的に変質させました。それはめざましい進歩であり、一方では多くの功罪を生む土壌となりました。これまでに例のない犯罪や事件が勃発し、社会と断絶しても生きていける浮遊層を生み出しました。新時代においてもICTは飛躍的に進歩するでしょう。

一方で、人と人のつながりはさらに希薄になることを危惧します。これからは進歩を享受しつつ、人と人の絆を強めていく社会をひとつの目標にしていかなければならないと思います。

児玉源太郎は日露戦争勝利に導いた立役者ですが、藩閥政治の渦中にありながら実に多くの人々の理解と信頼を得て、その勝利に一身を捧げました。及木希典(下関市)寺内正毅(山口市)長岡外史(下松市)など多くの人々との友情が勝利に導いたといっても過言ではありません。

それまでの日本の封建社会では、人々の行動基軸は忠義でしたが、初めて友情が基軸となって社会が動いたのです。権力闘争・謀略謀議・裏切りという負の側面が感じられない極めて希な存在です。新時代にメッセージするのに最もふさわしい人物像ではないかと思います。

日露の兵力は圧倒的にロシアが上回っていました。古来、戦いにおいて兵力が多いほうが有利であり、敵を上回る兵力を有することこそが勝利の第一条件です。日本史においても少数で敵を撃破した例は希で、織田信長が今川義元を破った桶狭間の戦い、毛利元就が陶晴賢を破った厳島の戦いが有名ですが、いずれも奇襲です。

しかし、児玉源太郎は世界が見ている中で堂々と巨大な相手を破らなくてはならない、という困難に直面し、それを克服して奇跡を起こしたのです。日露戦争の勝利を決定的にしたのは日本海海戦の勝利ですが、日露戦争全体像を見ていくと児玉源太郎なくして勝利はなかったことは明白です。

世界を驚愕させた勝利により、日本は当時の帝国主義社会列強に肩を並べました。イエローモンキーと揶揄されていた東洋の小さな島国を世界の舞台に押し上げただけでなく、日本民族の勇気・知性・行動力・団結力を世界に証明したのです。「世界の中の日本」を最初に具現した近代の功労者です。それが後の日本にとって計り知れない影響を与えました。児玉源太郎が導いた大河の流れの上に今日の私たちは生きています。

児玉源太郎の偉業はまだまだ知られていません。周南市の誇りである児玉源太郎を強く全国発信すべきです。児玉源太郎を主人にしたNHK大河ドラマ誘致に動き出すべきです。



佐々木照彦

《安全安心で元気な地域を目指して》

昨年、新徳山駅ビルのオープンや市役所新庁舎での業務開始といった明るい話題があった一方、7月豪雨災害や官製談合事件など市政を揺るがすことも起こりました。十分に検証し、施策を展開していかなければなりません。転換期にある周南市にとって、本年は重要な年となります。私は私の立場で努力してまいりますので、今後ともご指導の程よろしくお願いいたします。

私は「地域づくり」を大きなテーマに掲げ、議員活動をしています。

30年度の3回の定例会において

- 6月定例会 ①学校における働き方改革について
②観光振興について(ニューツーリズム推進、広域観光推進など)
- 9月定例会 ①地域づくりについて(地域の夢プラン、拠点施設の運営など)
②コンベンションシティの推進について
- 12月定例会 ①風疹の流行について
②高潮対策について
③文化芸術の振興について

以上を一般質問で取り上げました。

【観光振興・ニューツーリズムの推進について】

ニューツーリズムの要素である体験・交流・感動が、観光資源に乏しい周南市においては重要な観光素材になります。工場夜景だけでなく地域特有の資源を活用した体験型、交流型の観光の取り組みを発掘し、展開して行かなければなりません。周南コンベンション協会だけに任せるのではなく、地域と行政、そして周南コンベンション協会の3者が協力して取り組むことにより、地域の活性化や交流人口の増加に繋がるものと考えます。鹿野地区、大道理地区など中山間地域の活動のから花を咲かせ、他の地域でも活動が芽吹くようサポートしていかなければなりません。それがニューツーリズム推進のみならず、コンベンションシティ推進の一助になると考えます。

【遠石地区の交通安全対策について】

会派の市長に対する要望において、遠石地区の市道の交通安全対策をいくつか挙げております。遠石一の井手線の起点である遠石一丁目交差点は、毎年県内の交通事故発生ワースト10にランクインしています。また、市道桜ヶ迫馬屋線から青山東山線(商工の交差点から慶万町にぬける市道)は、近年交通量が非常に多く、朝夕は渋滞しています。近くには遠石小学校があり、通学路でもあることからゾーン30の設定をしたとはいえ、非常に危ない道路です。加えて新市民センターの建設や民間マンション建設が予定されており、早急に対策を講じなければなりません。行政や警察が中心となって地域住民の意見を十分に酌んだ取り組みが必要です。





環境建設委員長 長嶺敏昭

★全市域を対象に、商店の起業、商店リニューアル助成制度補助金を!

徳山中心部は、駅前図書館や市役所新庁舎が供用開始となり、さらに中心部では再開発計画が進行中です。それに係る周南市の負担金も15億円と聞きます。よほどのリスクが見えない限り期待し、反対はしませんが、テナントミックス補助事業やスーパーへの大型補助金など政策的投資が徳山中心部に偏っています。全市域に配慮が感じられる経済対策が是非とも必要と考えます。他市でも先例がある商店リニューアル助成制度の創立を検討してはどうかと思います。20万円以上の改修工事、備品購

入などに1/2、上限100万円補助としている先進都市もあります。商店もやる気になる上に、工務店や設備業者などには、補助額の倍以上の経済効果が生まれ、経済が活性化してきます。周南市で実施する場合は、費用対効果などを考慮して周南市に合った制度設計は必要ですが、中心市街地だけでなく副都心と位置付けられた新南陽駅周辺や福川地区さらには、中山間地域の商店や新たにカフェの開店など、全市域に恩恵が行き渡る補助金制度は、多くの商売人や市民に喜ばれることでしょう。

★水産物市場を売却して民営化。または運営を指定管理者制度で、民間活力を生かし、駅南、港周辺の活性化を目指せ!

徳山港付近では、県事業でフェリーターミナルビルの建設が始まります。しかし、それだけでは駅南の活性化には直ちに繋がりません。ここは民間活力に期待いたします。フェリーターミナルに隣接する所に立地する公設の水産物市場を売却して民営化。または指定管理者制度で、集客力に大きな視点を置いた改革が必要と考えます。経済を大きく動かす能力を持つのは、やはりやる気のある民間業者です。駅南を任せてみるべき時だと思えます。

★鹿野総合支所の「コアプラザかの」付近への移設と総合支所・公民館跡地を交流人口増に資する環境及び施設整備、アクセス道路計画を急げ!

人口減少など、社会が強烈に変化している時、鹿野地域全体の未来を見出そうとしている賢明な鹿野地区住民の多くは、旧態依然なことなどを言っている場合ではなく、持続可能な鹿野全体の利便性を考えなければならないと思っておられます。その折、公共施設の再配置の理念に基づき、鹿野総合支所の「コアプラザかの」付近への建設で行政、医療・福祉、生涯学習機能の複合化は、地域住民全体の利便性と向上とともに、総合支所跡地利用を含めた前向きな変化への千載一遇のチャンスです。鹿野地区には、国の名勝に指定される可能性もある漢陽寺の石庭群をはじめ潮音洞、二所山田神社、清流通り、天神山公園など非常に価値の高い、美しい地域資源があります。それらを生かして、交流人口増を目指し、小さくとも地域経済が動くように進んでいくべきです。鹿野地区では今、中心部とは別の所で新たな幾つかの試みが模索されています。将来のために伝統は残しつつも、変わっていく鹿野地域の姿を強く求めます。新鹿野総合庁舎整備に当たっては、以下の3つの観点があります。

- ① 旧公民館の廃止に伴い、「コアプラザかの」付近への多目的ホールの整備は、交流人口増に資するよう、既存の「コアプラザかの」とも連動して周南市のイベントや講演会をはじめシンポジウムや分科会などが開催できるコンベンション誘致にも適する施設にしてほしいと思えます。中途半端なものでは困ります。
- ② 「コアプラザかの」へのアクセス道が狭隘であるとの指摘には、旧鹿野公民館解体を機に隣接する教職員駐車場、図書館駐車場なども一体的にアクセス道として再整備すれば解決します。新たな道づくりを基本計画の中に入れて欲しいと思えます。
- ③ さらに重要なことは鹿野総合支所跡地の整備です。中心部の商店に集客力がほとんどない今、四季を通じて多くの人に訪れていただけ、地元経済が多少なりとも潤う魅力的な一帯となるような設備が望まれます。

福田文治



官製談合問題について

2017年12月の徳山動物園リニューアル工事の入札で、市職員が官製談合防止法と公契約関係競売等妨害罪容疑で11月19日に逮捕、起訴され、16年11月の周南緑地の工事でも同様の容疑で12月10日に再逮捕された。

今回の不名誉な事件は全国放送で放映され周南市が大きくイメージダウンし市民の行政不信を招いたことは誠に残念である。事件発生には色々な要因が重なって起きることは間違いない、今回逮捕された職員だけの問題ではないと思う、私は彼を信じている。

市は12月25日入札監視委員会を開き事件の発生要因、現行の入札制度、チェック体制等を検証、2月末までに報告をまとめるとのこと、徹底した真相究明を実施して頂きたい。

所属委員会報告(主なもの)

教育福祉委員会

1. (仮称)西部地区学校給食センター 福川南町(保土谷化学南陽工場沖)
PFI周南市スクールランチ株式会社(給食、建設)
建設費17億2,493万(市負担) 運営費年間2億3,000万円(市負担)
来年4月配食開始 小学校9校 中学校5校
2. 平成30年10月12日徳山歯科医師会とミニコン開催
テーマ「口腔機能の維持・向上通じた健康な身体づくり」
*口腔機能の維持・向上による身体への影響 *各種疾患に対する予防効果
口腔がん死亡率 米国19.1%に対し日本は46.1% 2013年の罹患数15,560人 30年前の6倍以上。
口腔・咽喉がん死亡数 2013年7,179人(交通事故死7,222人、膀胱がん6,804人、子宮がん5,930人)
「食べることは生きる事」美味しいものを美味しく食べられる、よく噛める歯こそ健康寿命の延伸につながる。
3. 昨年夏の猛暑対策 小中学校のエアコン設置について
小学校(全27校 八代小と鼓南小は設置済) 25校(350教室を予定)
平成32年度完了をめざし事務を執行中 概算費用 14億円程度
中学校全14校中5校(101教室)については 平成30年10月整備完了
残り9校(74教室) 平成31年度整備予定 概算事業費 約6億9千万円

中心市街地活性化対策特別委員会

徳山駅前地区市街地再開発事業について

進捗状況 県に事前協議書を提出、都市計画決定に向けた手続きに入る。
事業区域 近鉄松下以西 1.2ha
保留床(商業施設、ホテル) 譲渡予定者は「株式会社周南パークタウン開発」に決定
概算事業費 約108億円 内 補助金30億円(国交付金 15億円 市の補助金 15億円)
施設 商業棟13階 商業施設1~2階 駐車場3~4階
カンファレンスホール(3階) 収容人員最大220人程度・ホテル4~13階 客室100室
住宅棟4~17階 分譲マンション約100戸 駐車場棟 約300台



私の市長要望 H30年11月

1. 福川駅のかさ上げ ホームと電車乗降口に段差があり、高齢者等が乗り降りに非常に不便を来たしており、かさ上げ工事についてJRに出来るだけ速やかに工事を着手されるように要請願います。
2. 福川駅前整備 新南陽駅前は副都心という位置づけで整備が始まろうとしているが、福川駅前についても環境整備を含め整備して頂きたい。
3. 市道上迫線と国道2号線交差点の信号機能変更 現在手押し式信号機が設置してあるが、上下4車線のため右折が大変困難でありヒヤリハットも発生している。感應式に機能変更を公安委員会に要望願う。
4. 保土谷化学工業出口の交差点改善 県道下松新南陽線から踏切を渡ってきた車両が右折、左折する際に県道徳山新南陽線(産業道路)を走る車と事故が多発、また進入しづらく危険である。西部給食センターの建設等も有り工事車両も増える。センター完成後は配食車両等の通行車両も増える。

藤井 康弘



高齢社会と相続法の改正

私たちの生活に最も関係が深い法律である民法が、債権法については実に120年ぶりに大改正され、相続法についても40年ぶりに大きな改正がなされました。そして、改正債権法は来年の4月1日から、改正相続法は概ね今年の6月頃(配偶者居住権関係は、登記制度等の準備が必要なため来年の6月頃)には施行される見込みです。

私は、12月議会の一般質問で、予防司法(法律を知っていれば紛争を事前に防止できる)という観点から改正民法施行前に、市も一般市民を対象にした啓発事業を行うべきと提言しましたが、「腕より始めよ」と言います。自らも本稿でその一端を担うこととします。

とは言え紙幅が限られていますので、今回の相続法改正が高齢化社会を迎え「夫に先立たれた高齢の妻の保護」を主眼とすることから「①配偶者居住権の創設」と「②特別受益の持戻し免除の推定規定の新設」の二点に絞って、設例を用いて分かり易く解説しようと思います。

【設例①】夫婦で居住する評価額500万円の宅地建物及び預金500万円を所有するA(75歳)が、25年連れ添った妻B(70歳)と前妻との間の子C(50歳/別世帯)を残して亡くなった場合。

配偶者居住権とは、相続開始時(Aが死亡した時)に被相続人(A)の所有する建物に被相続人の配偶者(B)が住んでいる場合に、他の相続人(C)がその建物の所有権を相続したときも、配偶者が原則として、そのまま死ぬまで無償でその建物に住み続けることができ、配偶者が死亡すれば消滅するという新たに創設された権利です(改正民法1028条以下)。

現行法では、BとCが2分の1ずつの法定相続分に従って遺産分割すると、Bが宅地建物を相続すれば、預金は全部Cが相続することになり、Bは生活資金を得ることができません。これに対して、改正法では、同じく法定相続分で遺産分割をしても、配偶者居住権(仮に評価額は250万円とします)をBが取得し、宅地建物の所有権(評価額は残額の250万円)はCが取得することとなれば、預金はBとCが250万円ずつ相続することになります。Cとしては、いずれBが亡くなれば配偶者所有権は消滅して負担のない所有権を取得することになるので、あまり不利益はないと言えます。

ただ、配偶者所有権は上記の要件を充たせば法律上当然認められるという権利ではありません。配偶者居住権も、遺言がなければ、他の共同相続人(C)との遺産分割協議によって取得するのが原則であり、協議が調わなければ、配偶者(B)は家庭裁判所に配偶者所有権の取得を希望する旨を申し出て家庭裁判所の審判で認めてもらう必要があります。

【設例②】上記のAが、宅地建物をBに生前贈与して1年後に亡くなった場合。

婚姻期間が20年を超える夫婦間での居住用不動産の贈与は2,000万円まで課税控除が認められているので、設例のAからBへの贈与には贈与税がかかりません。しかし、民法は、共同相続人間の公平を図るために、一部の相続人が被相続人から生前贈与を受ける等の特別受益を得ている場合は、持戻しを免除する遺言がなければ、相続時にその特別受益の額を持戻して各自の相続分を計算することとしています。従って、設例の場合、Bは500万円の不動産の贈与を受けているので、預金は全部Cが相続することになります。

しかし、それはAの通常の意味には添わないので、改正法は、婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産の贈与又は遺贈がなされた場合には、被相続人が持戻し免除の意思表示をしたものと推定するという規定を新設しています(改正民法903条4項)。したがって、預金はBとCが250万円ずつ相続することになります。ただ、Bの継続居住の保証だけが目的なら、Aとしては、家をBに贈与又は遺贈するよりは、遺言でBに配偶者居住権を取得させる方が、紛争の火種を残さないという点でベターだと私は思います。